

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う乗車券類の払いもどしについて

新型コロナウイルスの感染拡大を受け「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」が発出されたことに伴い、ご旅行を見合わせるお客さまに対しては、当社では下記の対応をいたします。

### 【対象のお客さま】

「緊急事態宣言」または「まん延防止等重点措置」の発出に伴う外出自粛等を事由として以下の乗車券類の払いもどしを希望されるお客さま

#### ① JR線連絡の普通乗車券 ② JR線連絡の特別急行券

※当社線のみおよびJR線以外の連絡乗車券・特別急行券は対象外です。

### 【払いもどしの条件】

次の条件を全て満たす場合、有効期間経過後であっても、有効期間内にお申し出があったものとして、無手数料による払いもどしをいたします。

- ① 緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置発出に伴う外出自粛を事由とする場合であること
- ② 緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置期間(2021年6月21日～2021年7月11日まで)が当該乗車券類の有効期間に含まれていること

本取扱い開始前のお申し出により乗車券類の払いもどしを受けられたお客さまに対する、手数料相当額の返金はいたしかねますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 【払いもどし対応期間】

2021年7月12日(月)～2022年7月11日(月)まで

### 【払いもどし箇所】

小田急線各駅

### 【旅行会社が発行する旅行商品のお取り扱い】

旅行会社が発行する旅行商品については、お求めになられた旅行会社にお問い合わせください。